

会議の公開の取扱いについて

- 1 会議及び資料については、原則公開とする。ただし、公開することにより個人に不利益を及ぼす恐れがある場合には会議及び資料を非公開とすることができる。
- 2 議事録については、後日、委員の皆様にご確認いただいた上で、速やかに厚生労働省のホームページに公開する。
- 3 写真撮影等については、会議冒頭の頭取り、その他厚生労働省が許可したものについて行うことができる。